大個審第12号 (答申第39号) 平成15年3月18日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会 会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成15年3月14日付け環指第949号で諮問のありました「不法投棄等簡易監視カメラ有効性調査事業」に係る大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。)第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集の原則及び条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止の原則に対する例外事項については、審議の結果、条例第7条第3項第6号に規定する個人情報の本人収集の原則の例外事項については、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、条例第8条第1項第7号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止原則の 例外事項として取り扱うことについては、本件事業において収集した個人情報を事業 の目的外に利用又は提供する必要が具体に生じた場合に、改めて諮問されるよう申し 添えます。

記

- 1 大きな社会問題となっている廃棄物の不法投棄への対応は喫緊の行政課題であることに鑑み、「不法投棄等簡易監視カメラ有効性調査事業」の必要性及び有効性は認められるが、本件事業による撮影に際し、カメラの設置場所や機能の選定にあたっては、駐停車禁止区域内に一定時間停車しているなど、可能な限り不法投棄を疑わせる行為を行った者だけが撮影されるよう十分留意すること。
- 2 本件事業による撮影において、不法投棄等を行っていない者を撮影した場合は、 直ちにその情報を廃棄・消去すること。
- 3 収集した個人情報の管理・利用にあたっては、流出等が起こらないよう、十分留意するとともに、必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄すること。